

●質問及び回答

対象案件：水道局白川浄水場において使用する電力（特別高圧電力）

No.	公表日	質問事項	回答
1	7月7日	当該供給地点の供給管区を確認するため、下記についてご教授いただけますでしょうか。 ①当該供給地点を管轄する一般送配電事業者（旧一般電気事業者） ②請求書等に記載のある供給地点特定番号の先頭2桁	①北海道電力ネットワーク株式会社 ②01 となります。
2	7月7日	自家発補給電力はありますか。	ございません。
3	7月7日	現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出していただきますが可能でしょうか。（頂きました根拠が不十分であった場合、ご希望に添えない場合がございます。）	現在の契約電力と仕様書の契約電力は同等であるため、該当いたしません。
4	7月7日	現在の契約電力と直近12か月分の最大需要電力を教えてください。最大需要電力の実績が現在の契約電力を超過している場合、最大値に合わせて契約電力の超過是正を行う予定はありますか。	契約電力：1,600kW 最大需要電力：R8年4月：1,386kW、R8年3月：1,464kW、R8年2月：1,470kW、R8年1月：1,446kW、R7年12月：1,404kW、R7年11月：1,440kW、R7年10月：1,350kW、R7年9月：1,392kW、R7年8月：1,416kW、R7年7月：1,434kW、R7年6月：1,398kW、R7年5月：1,356kW 契約電力の超過是正を行う予定はありません
5	7月7日	予備線の契約電力は1,600kWでお間違いないでしょうか。	間違ございません。
6	7月7日	弊社では電気料金のお支払いは料金算定期間の翌月末日までを支払期日としております。ご了承くださいませでしょうか。	契約約款第11条第4項のとおり、電気料金は請求を受けた日から30日以内に支払います。

●質問及び回答

対象案件：水道局白川浄水場において使用する電力（特別高圧電力）

No.	公表日	質問事項	回答
7	7月7日	請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますが了承いただけますでしょうか。	問題ございません。
8	7月7日	自動検針装置につきまして、スマートメーターの設置は電力会社で実施しており、水道局では把握していないと「よくある質問」にて回答がございましたが、入札参加に関わるため、電力会社様に確認いただき、ご教授いただけますでしょうか。	当施設には、一般送配電事業者（北海道電力ネットワーク株式会社）が管理する遠隔検針可能な電力量計が設置されており、計量データは同社へ自動送信されています。 現実の運用においても、データ提供は同社を経由して行われており、現地での検針作業等は実施されていません。なお、計量器の詳細な仕様等につきましては、必要に応じて同社へご確認ください。
9	7月7日	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容及び契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。	契約約款各条項において協議が可能であることを規定している内容については協議に応じます。また協議に際しては協議結果を含めて協議簿を作成することとし、相互の確認を行うことで対応するため、別途覚書の締結は行いません。 なお、協議が可能であることを規定している契約約款各条項以外の条項について、契約書の内容を変更することはできません。
10	7月7日	入札金額を算出する際、下記の認識でよろしいでしょうか。 ①基本料金及び電力料金の各単価には消費税及び地方消費税を含むことができる。 ②基本料金および電力量料金は端数処理を行わず小数点第二位まで含むことができる。 ③各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。 ④1年間の総額（税込）より入札金額（税抜）を算出する際、1円未満の端数を切り上げる。	入札告示書第2項第4号及び入札説明書第3項第4号をご確認ください。
11	7月7日	内訳書について、Excelデータでいただくことは可能でしょうか。不可の場合は、任意様式で作成してもよろしいでしょうか。	「契約単価積算内訳書」については入力可能なデータ形式で提供しておりますので、別途Excel様式の提供の予定はございません。また、同内訳書備考欄の記載に沿った任意様式であれば有効な内訳書として取り扱います。

●質問及び回答

対象案件:水道局白川浄水場において使用する電力(特別高圧電力)

No.	公表日	質問事項	回答
12	7月7日	開札日に弊社から連絡し、他社が落札したか、弊社が落札したかだけでもご教示いただくことは可能でしょうか。	開札結果は電子入札システムにて通知しますので通知までお待ちください。 各社からのお問い合わせはご遠慮ください。
13	7月7日	入札金額の算定に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金(燃料費調整額がある場合はそれを含む)は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますが、よろしいでしょうか。	契約書(案)及び契約約款の規定のとおりとなります。なお、契約単価は契約書第2条で税込とする旨定めております。
14	7月7日	落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合は、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者を支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。	契約約款第12条に基づき協議いたします。
15	7月7日	落札者が決まらず2回目以降の入札が行われる場合は辞退させていただきたく考えております。その場合の初度入札書提出時に2回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要はありますでしょうか。辞退届が必要な場合の様式等もご教示いただけますでしょうか。	1回目の入札時に2回目以降の辞退届を提出する必要はありません。開札の結果、2回目の入札となった場合には、札幌市水道局入札情報サービスの「共通ファイルダウンロード」に入札辞退届の書式を掲載しておりますので、そちらを使用して入札告示書第1項、入札説明書第2項に記載のメールアドレス宛に送付してください。なお、その際は必ず同項に記載の連絡先へ電話による連絡も行ってください。
16	7月7日	契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁製本、押印、発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合はそちらの日程で提出できかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただく事は可能でしょうか。	契約書の締結や提出において、特段期限は設けておりません。受注者の社内決裁等必要な事務手続きに日数を要することはやむを得ないと考えております。しかしながら、受注者におかれましては、可能な限り迅速に諸手続きを進めていただき、早期に契約書の取り交わしは行うことができるよう努めていただきたいと考えております。
17	7月7日	発行される請求書につきましては「燃料費調整単価」、「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますが問題はございませんでしょうか。	問題ございません。

●質問及び回答

対象案件：水道局白川浄水場において使用する電力（特別高圧電力）

No.	公表日	質問事項	回答
18	7月7日	契約保証金の免除について、以下の内容についてご教授いただけますでしょうか。 ①過去2年以内に供給終了日があれば問題ございませんでしょうか。供給開始から終了まで過去2年間に含まれていないと認められないでしょうか。 ②よくある質問No.8に「契約電力・電力量及び契約金額を基に判断する」と記載がございますので高圧電力の実績でも問題ございませんでしょうか。 ③供給電圧が20,000Vの実績でも問題ございませんでしょうか。 ④実績書類（契約書の写し）の提出について何件以上といった指定はございますでしょうか。 ⑤公益財団法人の実績は認められますでしょうか。	①落札者として決定した日から起算して過去2年以内に締結した契約、かつ供給終了日が同2年以内に含まれる契約を対象とします。 ②、③高圧電力契約は本件と内容が大きく乖離しますので承認できません。特別高圧電力契約実績のうち、電力量、契約金額等が近い案件の提出をお願いします。 ④2件以上の提出をお願いいたします。 ⑤契約履行実績による契約保証金の免除は水道局契約規程第25条第3号を根拠として決定いたします。同号では実績として認められる組織を「公共団体等」と定義しており、国や地方公共団体及びそれに準ずる公共的機能を持つ団体組織を対象としております。公益財団法人が水道局契約規程が定める「公共団体等」に含まれるかどうかについては、行政との連携や公共的役割を担う団体であるかどうかを各団体ごとに判断する必要がありますので、全ての公益財団法人との契約実績が承認できるとは限りません。また、公益財団法人との契約実績を提出される場合には、前述の内容が確認できる書類も併せて提出していただきますのでご了承ください。
19	7月7日	よくある質問に記載のある回答について、本年度の案件にも効力があるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	7月7日	よくある質問No.18について、契約書案に「請求にあたり、需要施設ごとに算定した電気料金を所管課毎ごとに取りまとめ、施設ごとの内訳を明らかにすること。」と記載がございましたが、本案件は1施設のための、こちらの対応は不要という認識でお間違いないでしょうか。	本件の対象は1施設ですが、請求内容の内訳は対象施設数に関わらず必要です。
21	7月7日	仕様書3特別高圧受電設備の更新に係る供給側接続事前検討について ①（3）の事前検討内容の書面提出及び（5）の供給終了時の引継書について、提出期限をご教授いただけますでしょうか。 ②上記書類を作成のため現地へ向かう必要がございますでしょうか。	① 契約締結後、別途協議のうえ決定します。 ② 書類作成に必要な図面等の資料は提供いたしますが、そのうえで貴社が現地調査が必要であると判断される場合には、現地にて調査を行っていただくことも想定されます。（詳細は落札後に協議とします）。
22	7月7日	仕様書及び契約書（案）に定めのない事項については、弊社供給条件及び料金表によるものとなります。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書（案）においても上記内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。仕様書につきましても、契約書（案）に合致する場合は同様に變更いただくことは可能でしょうか。	契約書（案）および仕様書の記載内容を変更することはできません。 ただし、仕様書および契約約款に定めのない事項等については、契約締結後に必要に応じて協議し、その結果を協議簿に記録するものとします。

●質問及び回答

対象案件:水道局白川浄水場において使用する電力(特別高圧電力)

No.	公表日	質問事項	回答
23	7月7日	弊社供給条件ではお支払期日は「支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内」と定めております。支払義務発生日とは、弊社が定例検針日を考慮して予め定めた日となります。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書（案）においても上記内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。	契約約款第11条第4項のとおり、電気料金は請求を受けた日から30日以内に支払います。 また、契約書（案）の条文を変更することはできません。
24	7月7日	延滞利息について弊社の供給条件では、「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と記載されております。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書（案）においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。	契約約款第11条第6項及び第8項の規定のとおりといたします。 また、契約書（案）の条文を変更することはできません。
25	7月7日	契約書（案）第11条8項につきまして、「100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。」と記載がございますが、弊社では端数処理を「円未満切り捨て」で請求させていただいております。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書（案）を上記の内容へ記載をご変更、または削除いただけますでしょうか。	契約約款第11条第6項及び第8項の規定のとおりといたします。 また、契約書（案）の条文を変更することはできません。
26	7月7日	消費税または、一般送配電事業者が託送料金の改定に伴う値上げ、値下げを行った際に、その改定分の契約単価変更を行いますかよろしいでしょうか。	契約約款第12条に基づき協議いたします。
27	7月7日	弊社では納付書（請求書）払い、もしくは口座振替（口座引き落とし）となります。どちらに対応可能でしょうか。また、取引先銀行はどちらになりますでしょうか。	納付書（請求書）払いになります。また、出納取扱金融機関は北海道銀行です。
28	7月7日	今回の入札に関しまして、落札金額等の公表は公報等で実施される予定でしょうか。もし公表される場合には、弊社といたしましては「総額以外の詳細単価」につきましては公表をお控えいただきたく存じます。ご了承いただけますでしょうか。	入札結果につきましては、入札情報サービス及び契約広報にて公表いたします。その際に公表される主な内容は、案件名、開札日、入札金額（総額のみ）及び入札者名となります。

●質問及び回答

対象案件:水道局白川浄水場において使用する電力(特別高圧電力)

No.	公表日	質問事項	回答
29	7月7日	「契約保証金」の免除を受けるにあたり、必要な提出書類と提出時期をご教示いただけますでしょうか。契約書の写し等が必要な場合、契約した「履行証明願」「通知書」で代用は可能でしょうか。（当社は契約書の締結を省略しており、印鑑省略をした通知書（電気需給に関するお知らせ）をwebに掲載し契約をしているため、通知書の写しを代用としております。）	発注者と受注者が書面上明らかであり、契約電力、契約金額等が本件と同等以上の規模であることが確認できる書面であれば契約書でなくても構いませんが、貴社の例示する「履行証明願」や「通知書」という書類が契約書に代わる書面と判断することは現時点ではできません。また、事前の確認もお受けしていません。 なお、本件の契約にあたっては契約書を用いて行い、代表者の押印等も必要となりますことを申し添えます。
30	7月7日	契約書（案）第11条第5項の「請求にあたり、需要施設ごとに算定した電気料金を所管課毎に取りまとめ、施設ごとの内訳を明らかにすること。」記載について、弊社は単価及び検針結果についてはWEB上でのご確認となりますが、ご了承いただけますでしょうか。	WEB上での確認及びダウンロードによる対応で差支えありません。